

「第9次水質総量削減の在り方について（総量削減専門委員会報告）」 の概要

1. 総論：指定水域における水環境の現状及び今後の方向性

- これまで8次にわたる水質総量削減の取組等により、水質は、全体としては一定程度改善。窒素・リンの環境基準は高い達成率。
- ただし、湾奥部など、水質汚濁が課題となっている海域が依然として存在。
また、近年、海域によっては栄養塩類の不足による水産資源への悪影響の指摘あり。
- 一方、陸域汚濁負荷量削減を進めても、COD 環境基準達成率では変化が見えにくい状況。また、底層 D0 が平成 28 年に新たな環境基準として設定されたが、類型指定は検討中であり未指定の状況。



- 海域ごとの状況に応じ、生物多様性・生物生産性の確保の観点も踏まえ、総合的な水環境改善対策の推進への転換が必要。
(瀬戸内海では、特定の海域ごとの水質管理の仕組みの導入を検討中)
- 陸域負荷削減の更なる強化は必要最低限に止め、今後、海域ごとの状況に応じたよりきめ細やかな水環境管理への移行が必要。

1. 指定水域全体の水質改善を目的とする窒素・リンの負荷削減は、現状の対策を維持。
(局所的な水質対策として有効な場合の窒素・リンの除去はあり得る)
2. COD の負荷削減に当たっては、生活排水対策に力点を置いて実施。
3. 瀬戸内海は、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごとのきめ細やかな水質管理を行うことが妥当。
(環境基準の範囲内で、かつ、一定のルールの上で、栄養塩類を増加させることもあり得る)
4. 湾奥部等の局所的な水質改善は、流況改善や藻場・干潟の再生・創出といった、負荷削減以外の手法も用いて総合的に実施。

2. 個々の水域における在り方のポイント

- 東京湾
 - ・ 窒素・リンの環境基準達成率は向上したが、COD の濃度レベルは横ばい。
 - ・ 大規模な貧酸素水塊も発生し、底層環境には明確な改善傾向なし。
 - ・ 栄養塩類の不足が指摘されている海域あり。
- ⇒ 窒素・リンについては、現状の取組を維持。生活排水対策に力点を置いた、COD の更なる負荷削減を実施。

○ 伊勢湾

- ・ 窒素・リンの環境基準達成率は向上したが、CODの濃度レベルは横ばい。
- ・ 大規模な貧酸素水塊も発生し経年的に発生規模が拡大。底層環境には明確な改善傾向なし。
- ・ 栄養塩類の不足が指摘されている海域あり。

⇒ 窒素・リンについては、現状の取組を維持しつつ、貧酸素水塊等の問題に対する局所的な対策を実施。生活排水対策に力点を置いた、CODの更なる負荷削減を実施。

○ 大阪湾

- ・ 窒素・リンの環境基準100%達成の状況が継続、CODの濃度レベルはやや低下傾向。
- ・ 湾奥部において大規模な貧酸素水塊が発生している一方で、底質や底生生物の生息状況が改善するなど、底層環境に改善傾向。
- ・ 栄養塩類の不足が指摘されている海域あり。

⇒ 湾奥部への栄養塩類の偏在が特に顕著であり、個々の水域ごとの対策が必要。湾全体の水質改善を目的とした対策については、COD・窒素・リンとも、現状の取組を維持。

○ 瀬戸内海（大阪湾を除く）

- ・ 第6次より、各項目ともその時点のレベルの汚濁負荷削減対策を継続。窒素・リンの環境基準は、ほぼ達成された状況を維持。
- ・ CODの濃度レベルも他の指定水域に比較して低い状態。
- ・ 栄養塩類の不足が指摘されている海域あり。

⇒ 指定水域全体の水質改善を目的とした対策については、COD・窒素・リンとも、現状の取組を維持。

3. 第9次水質総量削減の実施に併せ、次の5年で行うべき主な課題

- ・ 総合的な水環境改善対策の検討
 - 指定水域全体の総量削減から、海域の状況に応じた水環境管理へのシフトチェンジに向けた検討。
(将来的な指定水域・指定地域の見直し、総量削減制度の枠組み見直しも視野に入れ、予測の精度を高めた検証により、湾奥部等の局所対策の推進に向けた考え方、面源負荷の状況変化を踏まえた対応等)
 - 底層D0の類型指定を通じた底層の改善対策の推進。底層D0と既存の環境基準を併せて活用した的確かつ効果的な水域の評価に係る検討。
- ・ 更なる調査研究の推進
 - よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理の視点を含め、各種調査・研究を推進。
(気候変動の影響の把握、生態系全体に至る水環境の動態解析、底質との相互作用等を含めた調査及びそのための測定技術の向上、面源負荷量等の把握方法・汚濁負荷の効率的に削減する技術の検討・調査、水質予測技術の向上等)

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 名
委員長 (第4回～第9回)	岡田 光正	放送大学理事・副学長
委員長 (第1回～第3回)	細見 正明	東京農工大学名誉教授
委 員	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	田中 宏明	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター教授
臨時委員	西嶋 涉	広島大学環境安全センター長・教授
臨時委員	三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会常務理事
専門委員	江口 定夫	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センター 物質循環研究領域 水質影響評価ユニット長
専門委員	岡本 誠一郎	国土交通省国土技術政策総合研究所 下水道研究部長
専門委員	小川 浩	常葉大学名誉教授
専門委員	長田 隆	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門畜産環境研究領域 水環境ユニット長
専門委員	風間 真理	東京湾の環境をよくするために行動する会 会員
専門委員	黒木 洋明	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 水産資源研究センター 社会・生態系システム部長
専門委員	中村 由行	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授
専門委員	西村 修	東北大学大学院工学研究科教授
専門委員	東 博紀	国立研究開発法人国立環境研究所地域環境研究センター 海洋環境研究室主任研究員
専門委員	平沢 泉	早稲田大学理工学術院教授
専門委員	吉住 正浩	一般社団法人日本経済団体連合会 環境管理ワーキング・グループ座長

「第9次水質総量削減の在り方について（総量削減専門委員会報告）」の審議経過

令和2年2月27日 中央環境審議会水環境部会（第48回）

（主な議題）

- ・ 総量削減専門委員会の設置等について

令和2年6月26日 中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会（第1回）

（議題）

- ・ 第9次水質総量削減の在り方に関する諮問について
- ・ 水質総量削減制度の概要と検討の進め方について
- ・ 水質総量削減の実施状況等について

令和2年8月4日 中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会（第2回）

（議題）

- ・ 水質総量削減制度に係る取組の実施状況について（関係者からのヒアリング）

【関係省庁】

- 国土交通省水管理・国土保全局下水道部
- 農林水産省農村振興局
- 農林水産省生産局
- 農林水産省生産局畜産部
- 農林水産省水産庁
- 国土交通省港湾局

【産業界】

- （一社）日本化学工業協会
- （一社）日本鉄鋼連盟

令和2年9月2日 中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会（第3回）

（議題）

- ・ 水質総量削減制度に係る取組の実施状況について（関係者からのヒアリング）

【産業界】

- 日本製紙連合会
- 千葉県漁業協同組合連合会

【関係都府県】

- 千葉県
- 東京都
- 愛知県
- 三重県
- 大阪府
- 兵庫県

【環境団体】

- NPO法人 海辺つくり研究会

【関係省庁】

- 環境省環境再生・資源循環局（浄化槽推進室）

令和2年11月12日 中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会（第4回）

（議題）

- ・ 汚濁負荷削減対策等の実施状況について
- ・ 指定水域の水質汚濁メカニズムについて
- ・ 水質将来予測について

令和2年12月25日 中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会（第5回）
（議題）

- ・ 水質将来予測について
- ・ 第9次水質総量削減の在り方についての構成案

令和3年2月1日 中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会（第6回）
（議題）

- ・ 第9次水質総量削減の在り方について（委員会報告案の提示）

令和3年2月10日～2月23日 委員会報告案に対するパブリックコメントを実施

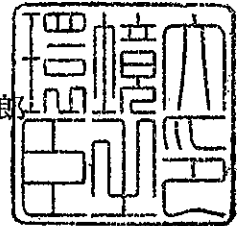
令和3年3月9日 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会（第7回）
（議題）

- ・ 第9次水質総量削減の在り方について（委員会報告の取りまとめ）

諮問第525号
環水大水発第2002211号
令和2年2月21日

中央環境審議会
会長 武内和彦 殿

環境大臣
小泉進次郎



第9次水質総量削減の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、第9次水質総量削減の在り方について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

東京湾、伊勢湾、大阪湾及び瀬戸内海（大阪湾を除く。）においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定により環境大臣が策定した第8次総量削減基本方針に基づき、令和元年度を目標年度として、COD、窒素及びりんに係る汚濁負荷の総量削減に取り組んでいるところである。

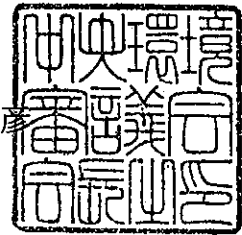
この結果、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、COD、窒素及びりんの環境基準の達成状況は海域ごとに異なり、赤潮や貧酸素水塊といった富栄養化に伴う問題が依然として発生している。また、栄養塩類の減少が原因とみられる生物の生産性の確保に係る課題も指摘されている。

このような状況及び本年3月に貴審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において取りまとめ予定の「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申）」を踏まえ、これらの海域における総合的な水環境改善対策を推進するため、第9次水質総量削減の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第1108号
令和2年2月25日

中央環境審議会 水環境部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



第9次水質総量削減の在り方について（付議）

令和2年2月21日付け諮問第525号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。